

登録業者（建設工事・工事関係委託業務・一般委託業務・物品） の皆様へのお知らせ ～ 入札参加資格登録の更新について ～

本市では、平成16年11月1日より登録方法を改め、既に登録のある業者については、毎年、定められた期限まで（毎年、決算日後7か月以内）に、市が指定する数種類の書類を提出していただくことにより、新たに申請をしなくとも登録を自動更新することといたしました。

ただし、指定書類を決算日後7か月以内に提出しなかった方については、自動的に登録が抹消となりますので、ご注意ください。

なお、更新の手続きをしなかったことにより、登録抹消となった方が再度登録を希望する場合、登録抹消後1年以内については、更新手続きにかかる指定書類の提出により登録申請をすることができず、登録抹消後1年が経過している場合には、改めて新規登録の手続きが必要となります。

また、更新についての詳細な説明は、市のホームページに掲載しておりますので、そちらを参照してください。

<3月31日に決算を終えた業者の場合>

指定書類の提出期限は、決算日の7か月後の10月31日となりますので、引き続き登録を希望する場合には、10月31日まで指定書類を市に提出していただくこととなります。

<入札参加資格登録が個人の場合>

法人の決算日にあたる日を毎年12月31日とし、その7か月後の毎年7月31日までに指定書類を提出していただくこととなります。

※ 建設工事への登録業者への注意事項

経営事項審査の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書については、更新時に提出となりますので、同通知書単独での提出はありません。登録更新の有効期限が切れないう更新申請については、十分注意してください。

※ 提出書類に一部でも不備がありますと受付いたしませんので、指定書類が整い次第早めに提出の上、書類審査を受けるようお願いいたします。

<新規登録（更新期間終了に伴う登録を含む）>

新規の入札参加資格登録は、随時、受付しています。毎月6日から20日（20日が休日の場合はその前の平日）までに受理できたものについては翌月1日から、また、21日から翌月5日（5日が休日の場合はその前の平日）までに受理できたものについては翌月15日から入札参加資格者名簿に登録されます。なお、各締切日に書類が到着しても提出書類に不備がある場合は受付とならないので、余裕を持った早めのご準備をお願いいたします。

決算日に対する指定書類の提出期限

※ 貴社の決算日より指定書類の提出期限をご確認ください。

(決 算 日)	(指 定 書 類 の 提 出 期 限)
1月31日 (7か月後)	8月31日
2月28日 (7か月後)	9月30日
3月31日 (7か月後)	10月31日
4月30日 (7か月後)	11月30日
5月31日 (7か月後)	12月31日
6月30日 (7か月後)	1月31日
7月31日 (7か月後)	2月28日
8月31日 (7か月後)	3月31日
9月30日 (7か月後)	4月30日
10月31日 (7か月後)	5月31日
11月30日 (7か月後)	6月30日
12月31日 (7か月後)	7月31日

※ なお、決算資料等（建設工事の場合は、経営事項審査の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書を含む）が整えば、直ちに更新書類の提出が可能となります。